

消費者トラブルにあった訪日外国人旅行者の電話相談窓口の開設

このたび訪日外国人旅行者が日本滞在中に消費者トラブルにあった場合に相談できる電話相談窓口が、昨年12月3日に「独立行政法人国民生活センター」に開設されました。

消費者トラブルにあわれた訪日外国人旅行者が来所された際には、本相談窓口のご活用をご検討ください。

<電話番号・受付時間>

電話番号：03-5449-0906

受付時間：10時-16時（土日・祝日、年末年始を除く）

<対応言語>

英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、日本語（計6ヵ国語）

<対象となる相談>

日本滞在中の消費者トラブル（商品の購入、飲食、宿泊、交通機関の利用等に伴うトラブル）に関するご相談

具体例

例1：商品を購入したが、壊れていた

例2：飲食店で著しく高額な請求があった

例3：レンタカーで高額な修理代を請求された

例4：ホテルの部屋が予約内容と違っていた

※観光情報、落とし物・忘れ物、事件・事故、病気・ケガなど、消費者トラブル以外の相談は受けられません。

詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

▶独立行政法人国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/tourists/index.html>

以上。

一般社団法人 日本観光通訳協会

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-6-1 インターナショナルビル 603号室

電話番号 03-3863-2895（ツージャクゴー）

FAX 番号 03-3863-2896

E-mail：info@jga21c.or.jp

URL：http://www.jga21c.or.jp/